

政府方針等への取り組み状況(平成20年度業務実績報告書別紙)

| 共通             | 記載事項                                | 報告書本文該当箇所                   | 取組状況   |
|----------------|-------------------------------------|-----------------------------|--|
| 整理合理化計画        | ・随意契約によることができる限度額の基準を国と同基準とする。      | . 2 . (2) 随意契約の見直し          | 19年4月に規程改正を行い、国と同基準とした。  |
|                | ・随意契約見直し計画の実施状況についての監事監査の実施。        |                             | 監事監査において随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について確認した。   |
|                | ・企画競争、公募を行う場合には真に競争性、透明性が確保されていること。 |                             | 一般競争入札、企画競争、公募とも実施公告、実施結果をホームページに公表することで競争性、透明性を図っている。   |
|                | ・随意契約の比率の引き下げ                       | . 2 . (2) 随意契約の見直し          | 19年度と比較し、競争性のない随意契約の件数が41.5%減、金額が31.7%減、全契約に占める件数の割合が23.4%減、全契約に占める金額の割合が19.0%減となっている。<br>19年度142件(56.6%)、12.7億円(32.8%)<br>20年度83件(33.2%)、8.7億円(13.8%)                                 |
|                | ・随意契約見直し計画の公表                       |                             | ホームページにおいて計画を公表している。   |
|                | ・官民競争入札等の積極的な導入の推進                  | . 2 . (2) 一般管理費及び業務経費の効率化目標 | 「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、20年度に民間競争入札を実施し、21年度から落札者による事業を実施することとした。また、関東検査部管内23事務所の検査機器の保守管理業務について、20年10月以降2回の入札公告を行い民間競争入札を実施したが、落札者が決定しなかったため、入札条件を変更し3回目の入札を実施することとし、そのための準備を進めた。 |
| 政独委年度評価意見・関心事項 | ・規定類が国の基準と異なる場合の検証                  | . 2 . (2) 随意契約の見直し          | 国の基準に準じている。  |
|                | ・関連法人に係る契約の妥当性についての検証               |                             | 関連法人なし   |
|                | ・一者応札率が高い理由についての検証                  |                             | 20年度の一般競争入札における1者応札率は40.4%(一般競争入札件数146件、うち1者応札件数59件)と50%未満であり、19年度政独委意見の「特に1者応札となるものが多い」場合には該当しない。   |
|                | ・第三者への再委託状況(随意契約、一者応札)              |                             | 該当なし   |

|              |  |                          |  |
|--------------|--|--------------------------|--|
| 随意契約の<br>適正化 | ・官民競争入札等についての評価                          | ・2.(2) 一般管理費及び業務経費の効率化目標 | 「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、20年度に民間競争入札を実施し、21年度から落札者による事業を実施することとした。また、関東検査部管内23事務所の検査機器の保守管理業務について、20年10月以降2回の入札公告を行い民間競争入札を実施したが、落札者が決定しなかったため、入札条件を変更し3回目の入札を実施することとし、そのための準備を進めた。 |
|              | ・競争性のない随意契約については、契約内容、移行予定年限、移行困難な理由等を公表 |                          | ホームページに公表している。   |
| 各種会議         | ・実質的な競争性を確保する必要                          |                          | 準備期間を確保できるようにするため公告期間を出来るだけ長く設定するよう努めた。また、入札参加資格の見直しを行うなどの取組を行っている。  |
|              | ・一者応札・応募となった契約を精査                        |                          | 一般競争入札及び企画競争による契約件数150件中1者応札・応募は61件(40.7%)となっている。(内訳は、検査機器の点検等36件、工事関係14件、役務の提供6件、物品購入5件)<br>公告期間を出来るだけ長く設定するよう努めるとともに入札参加資格の見直しを図るなど、実質的な競争性の確保に努めている。                                |
|              | ・独立行政法人の契約制度について                         |                          | 契約に関する規程類は国の基準に準じている。また、企画競争、公募に関する規程等の整備を図ると共に公募の実施要領も合わせて整備した。   |
|              | ・入札及び契約全般における競争性の確保について                  | ・2.(2) 随意契約の見直し          | 各検査部で購入していた、事務用品等の消耗品を本部において一般競争にて一括契約を実施した。(インターネット購入)<br>また、入札公告をホームページ等で公表すると共に参加資格の制限等<br>の見直しを図ることで競争性の確保に努めた。  |
|              | ・公益法人等に対する随意契約について                       |                          | 公益法人等との契約は、他に履行可能な者がおらず真に随意契約によらざるを得ない場合を除き競争性のある契約に移行している。公益法人等との契約件数は19件(7.6%)で、内訳は一般競争11件、公募1件、随意契約7件(放送受信料、審査証紙の製造など)。再委託をしている例はない。  |
|              | ・契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について                |                          | 21年3月に複数年契約、企画競争及び公募について、規程類を整備し適正に業務遂行出来るよう整備するとともに、契約審査委員会の規定を整備するなど一層の充実を図った。また、一般競争、企画競争及び公募の契約案件についてホームページに公表しており透明性を図っている。   |
|              |  |                          |  |

|          |         |  |                                 |  |
|----------|---------|--|---------------------------------|--|
|          |         | ・発注元独立行政法人退職者の再就職について                    |                                 | 該当なし   |
|          |         | ・目的積立金を申請していない理由(当期総利益1億円以上の場合)          | ・6. 剰余金の使途                      | 当期総利益184百万円について、将来の審査件数の減少に伴う欠損の発生に備える必要があるため、また、法人の経営努力により生じた利益を区別することは困難であるため、目的積立金は申請していない。   |
|          |         | ・経常損益で損失計上されたものがその後、利益計上された場合の経緯         |                                 | 該当しない  |
|          |         | ・総損失の発生要因と業務運営上の問題(当期総損失1億円以上)           |                                 | 該当しない  |
|          |         | ・繰越欠損金の解消計画の策定状況、妥当性及び進捗状況(当期欠損金100億円以上) |                                 | 該当しない  |
|          |         | ・利益剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無(当期利益剰余金100億円以上) | ・3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 | 該当しない(当期利益剰余金326百万円)   |
|          |         | ・運営費交付金の執行率                              | 財務諸表                            | 20年度:99.1%   |
| 給与水準の見直し | 整理合理化計画 | ・人件費総額の削減                                | ・7.(2) 人事に関する計画                 | 当法人役職員の給与については、国家公務員の給与水準を維持しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっている。なお、平成22年度末に17年度比で5%の人員削減を行うこととしている。 |
|          |         | ・社会的理解の得られる水準に是正、給与水準の高い理由の公表            | ・7.(2) 人事に関する計画                 | 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)」におけるラスパイレース指数は97.5(対国家公務員(事務・技術職員))となっている。                            |
|          |         | ・法人の長の報酬を府省事務次官の給与範囲内とする。                |                                 | 事務次官の給与の範囲内である。  |
|          |         | ・役員報酬額の公表                                |                                 | ホームページにおいて公表済み。  |
|          |         | ・役員報酬及び職員給与に業務実績及び勤務成績を反映させる。            |                                 | 役員報酬については、期末特別手当について、理事長が役員の勤務実績に応じて増額又は減額できる規定となっている。職員の給与については、職員の勤務成績に応じた昇給及び勤勉手当への反映を実施している。 |

|                |                |  |                 |   |
|----------------|----------------|--|-----------------|---|
|                |                | ・上記についての監事監査                                 |                 | 監事監査において、給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から確認した。   |
| 政独委年度評価意見・関心事項 |                | ・給与水準の適切性等について厳格な評価                          | ・7.(2) 人事に関する計画 | 当法人役職員の給与については、国家公務員の給与水準を維持しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっている。「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)」におけるラスパイレズ指数は97.5(対国家公務員(事務・技術職員))となっている。 |
|                |                | ・公表値を前提とした法人の取組状況の適切性についての検証                 | ・7.(2) 人事に関する計画 | 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)」におけるラスパイレズ指数は97.5(対国家公務員(事務・技術職員))となっている。  |
|                |                | ・国家公務員水準を上回っている理由についての検証                     | ・7.(2) 人事に関する計画 | 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)」におけるラスパイレズ指数は97.5(対国家公務員(事務・技術職員))となっている。  |
| 人件費管理          | 政独委年度評価意見・関心事項 | ・福利厚生費による活動内容                                |                 | 健康診断、表彰、常備薬購入等に係る経費。  |
|                |                | ・レクリエーション経費についての予算執行状況、予算編成状況(国との比較)         |                 | 該当なし  |
|                |                | ・レクリエーション経費以外の福利厚生費について経済社会情勢の変化等を踏まえた見直しの有無 |                 | 真に必要な福利厚生費(健康診断、表彰、常備薬購入等)の使用に努めている。  |
| 内部統制           | 整理合理化計画        | ・人事評価の実施、業績等の給与等への反映                         |                 | 役員報酬については、期末特別手当について、理事長が役員の勤務実績に応じて増額又は減額できる規定となっている。<br>職員の給与については、職員の勤務成績に応じた昇給及び勤勉手当への反映を実施している。                              |
|                |                | ・業務・マネジメントに関し、国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映          |                 | 意見募集を行う際には、ホームページへ掲載するとともに、プレス発表している。<br>審査事務規程の改正に関する意見募集では、ホームページへの掲載及びプレス発表を行い、提出された意見を反映して判断基準の明確化等を行った。                      |
|                |                | ・内部統制について向上を図り、講じた措置を公表                      |                 | ホームページにおいて、コンプライアンスの推進に関する規程を公表している。  |
|                |                | ・内部統制のあり方について専門的知見を活用し検討                     |                 | (独立行政法人通則法改正により国において対応)   |
|                |                | ・職員の勤務時間その他の勤務条件の公表                          |                 | ホームページにおいて、就業規則及び職員給与規程を公表している。   |

|                |  |                |  |
|----------------|--|----------------|--|
| 政独委年度評価意見・関心事項 | ・コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価)等について |                | 業務がより適切に行われるよう事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等を実施している。また、20年3月にはコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めたコンプライアンスの推進に関する規程を制定。                |
|                | ・内部統制の体制の整備状況  |                | 業務がより適切に行われるよう事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等を実施している。また、20年3月にはコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定めたコンプライアンスの推進に関する規程を制定。                |
|                | ・内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況   |                | 審査業務に関し、本部による調査・指導を臨時を含め21箇所、検査部による調査・指導を20箇所実施。入札・契約等に関しては、本部による内部監査を3箇所実施。また、業務活動に関連する法令等についての研修を実施し、内部監査結果については随時業務運営に反映している。 |
| 整理合理化計画        | ・保有する合理的理由の認められない資産の売却、国庫返納  |                | 法人の保有する資産は検査業務に使用する施設等及び中央実習センター(研修施設)であり、全ての資産は有効に使用されており売却及び国庫返納資産はない。   |
|                | ・実物資産の保有の必要性についての見直し   | ・2.(2) 資産の有効活用 | 全ての資産は有効に使用されている。また、中央実習センターについては、研修業務に支障のない範囲での一部貸出ができるよう規定の整備を図ったところ。  |
|                | ・不要となった金融資産の売却・国庫返納、金融資産についての見直し                                   |                | 該当なし   |
|                | ・上記についての監事監査   |                | 監事監査において、保有資産が有効に使用されていることについて確認した。  |
| 保有資産の見直し       | ・財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因                                | 財務諸表           | 減損の兆候の判定を行ったが減損に至った固定資産はなかった。  |
|                | ・債権(融資等業務及びそれ以外で100億円以上)の回収状況、関連法人への貸付状況、その必要性                     |                | 該当なし。  |
|                | ・主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績等)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握              | ・2.(2) 資産の有効活用 | 全ての資産は有効に使用されている。中央実習センターは、職員が審査業務を実施するうえで必要な知識・技能等の習得を目的とした研修施設であって、平成20年度は36コース(220日)の研修を実施し770名が受講している。                       |
|                | ・主要な固定資産についての監事監査や減損会計の情報等   |                | 監事監査において、保有資産が有効に使用されていることについて確認した。  |

|            |                           |                                     |  |  |
|------------|---------------------------|-------------------------------------|--|--|
|            |                           | 固定資産等の活用状況、不十分な場合原因の妥当性や法人の取組       | . 2 . (2) 資産の有効活用  | 全ての資産は有効に使用されている。中央実習センターは、職員が審査業務を実施するうえで必要な知識・技能等の習得を目的とした研修施設であって、平成20年度は36コース(220日)の研修を実施し770名が受講している。   |
| 関連法人       | 整理合理化計画                   | ・関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報公開 |  | 関連法人なし   |
|            | 政独委年度評価意見・関心事項            | ・出資等に関する規程等の整備状況と内容                 |  | 関連法人なし   |
|            |                           | ・出資状況(出資先の経営状況、法人の指導状況)             |  | 関連法人なし   |
|            |                           | ・剰余金の活用方策の検証                        |  | 関連法人なし   |
|            | ・機構全体の事業実施のあり方の見直しについての検証 |                                     | 関連法人なし   |  |
| 情報開示       | 整理合理化計画                   | ・情報へのアクセスの容易化                       |  | 自動車検査法人のWEBサイトのトップページに「公開情報」のメニューを設け、入札情報、契約情報、規程等の各種情報を公表するとともに、各種情報の公開に際しては、分かり易い表現とするよう努めている。   |
| 役職員のイニシアチブ | 政独委年度評価意見・関心事項            | ・業務改善を図る取組を促すアプローチ実施状況              | . 1 . (1) 審査方法の改善(ウ)職員による改善<br>. 1 . (3) 利用しやすい施設と業務運営(ウ)受検者の要望の把握 | アンケートにより受検者の要望を把握し、業務・施設の改善事項を検討・実施している。また、「NAVIポスト」を設け職員による改善提案を受け付けている。  |
|            |                           | ・職員の積極的な貢献を促すアプローチ実施状況              | . 1 . (1) 職員能力の向上<br>. 1 . (1) 職員の意欲向上                             | 従前の不正改造車等の排除等に貢献した職員及び連続無事故事務所に対する表彰に加え、三次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設の開発及び導入に関し多大なる貢献をしたワーキンググループメンバー(6名)及び第一期中期計画期間において技術指導教官として検査技術の向上及び検査職員の技術向上に貢献した職員(86名)に対する表彰を実施することにより、職員の業務への取組意欲の向上を図った。 |

|         |   |                                |  |
|---------|---|--------------------------------|--|
| 整理合理化計画 | <p>事務及び事業の見直し<br/>【自動車検査・審査業務等の一元化】<br/>交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係業務を移管する。</p>   |                                | <p>自動車審査業務等の移管について、22年度末までに措置すべく国土交通省、検査法人及び交通安全環境研究所の関係者による検討を進めているところ。</p>             |
|         | <p>【自動車検査業務】<br/>法人における業務の縮減の観点から、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る(平成22年度までに、平成17年度実績に比べ5ポイント(72%→77%)向上の見込み)。</p>  |                                | <p>指定整備率を向上させるため、国土交通省が19年度から指定整備工場の要件を一部緩和した。(指定整備率実績:72%(17年度)→73.4%(20年度))</p>        |
|         | <p>【民間競争入札の適用】<br/>「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p>  | <p>2.(2) 一般管理費及び業務経費の効率化目標</p> | <p>20年度に民間競争入札を実施し、21年度から落札者による事業を実施している。</p>  |
|         | <p>自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p>   | <p>2.(2) 一般管理費及び業務経費の効率化目標</p> | <p>20年10月以降2回の入札公告を行い民間競争入札を実施したが、落札者が決定しなかったため、入札条件を変更し3回目の入札を実施することとし、そのための準備を進めた。</p> |
|         | <p>組織の見直し<br/>【組織体制の見直し】<br/>交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係業務を移管する。その際、当該部署の人員・運営費交付金について、移管後の規模が移管前の規模を超えることがないよう、組織体制の見直し・業務運営の効率化を行う。</p> |                                | <p>自動車審査業務等の移管について、22年度末までに措置すべく国土交通省、検査法人及び交通安全環境研究所の関係者による検討を進めているところ。</p>             |

|            |  |   |   |
|------------|--|---|---|
|            | <p>年度末等の繁忙期においても業務に支障を来さないよう工夫しつつ、指定整備率の向上等による業務量の減少を踏まえ、平成22年度までに、大都市部を中心に検査コース数を7コース程度削減する。</p>                |   | <p>20年度は1コースを削減。今後、業務量の推移を見つつ、ユーザー利便の低下を招かない範囲において、23年3月までに段階的に検査コース数を削減する予定。</p>   |
|            | <p>運営の効率化及び自律化<br/>〔業務運営体制の整備〕<br/>要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。</p> | <p>. 1 . (1) 職員能力の向上</p>                | <p>自動車審査高度化施設の導入に伴い、「高度化施設特別研修」等を新設し研修の充実に努めているところ。</p>   |
|            | <p>政独委年度評価意見・関心事項</p> <p>・利益剰余金の発生要因等をより明確にした上で評価を行うべき。</p>  | <p>. 3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p> | <p>当期総利益184百万円は、計画と比して、検査機器の点検回数の減少等による業務経費及び一般経費の減少(136百万円)、欠員の発生による人件費の減少(430百万円)、退職給付費用の増加(1,254百万円)、審査手数料収入の増加(900百万円)等が生じたことによるものであり、法人の総収益10,789百万円に比して1.7%である。</p>                             |
| 検査法人への指摘事項 | <p>不当要求件数を減らす未然防止策を検討すべき。</p>  | <p>. 1 . (1) 不当要求防止対策の充実</p>            | <p>不当要求責任者の選任及び検査場の巡回による管理・責任体制の強化を図り、また、警察による検査場への定期的な巡回を依頼すること等により不当要求の未然防止を図った。</p>  |
|            | <p>単年度の能力向上だけでなく、資格・職位別育成計画カリキュラムに沿って実施した結果を達成度でみえるようにすべき。</p>   | <p>. 1 . (1) 職員能力の向上</p>                | <p>単年度の能力向上だけでなく、審査事務の経験年数等に応じた継続的かつ段階的な審査能力の向上に配慮して研修を行うとともに、全ての研修においてアンケートを実施し、検査官補を対象とした研修では修了試験を実施して研修生の理解度を評価した。</p>   |
|            | <p>表彰制度にバリエーションを設け「意欲向上」を達成するためにはどのようなシステムが必要かを検討すべき。</p>  | <p>. 1 . (1) 職員の意欲向上</p>                | <p>従前の不正改造車等の排除等に貢献した職員及び連続無事故事務所に対する表彰に加え、三次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設の開発及び導入に関し多大なる貢献をしたワーキンググループメンバー(6名)及び第一期中期計画期間において技術指導教官として検査技術の向上及び検査職員の技術向上に貢献した職員(86名)に対する表彰を実施することにより、職員の業務への取組意欲の向上を図った。</p> |



|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 国交省評価委員会指摘事項   | 今後これらの装置・施設(注:3次元測定・画像取得装置、自動車審査高度化施設)の導入を進めることにより、積載量増しなどにつながる不正な二次架装並びに受検者による申請書等の改ざん及び受検車すり替え等の不正受検の防止を図るうえでの対策となると考えられる。 | . 1. (2) 検査情報の電子化等による検査の高度化  | 新規検査等において効率よく車両の状態を画像等として取得するとともに、自動車の長さ、幅、高さ等の諸元について高い精度で測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「3次元測定・画像取得装置」を導入し、運用を開始した。また、検査結果等の電子化については、検査結果等を電子的に記録・保存する機能を有した「自動車審査高度化施設」を関東検査部及び中部検査部管内の検査場を中心に導入した。   |
|  | アンケート結果を分析し活用すべき。  | . 1. (3) 利用しやすい施設と業務運営(ウ)受検者の要望の把握   | アンケート結果の分析がしやすいよう設問を工夫した。また、受検者の属性等を踏まえて回答結果の分析を行い、これを基に施設及び業務の改善策の検討を行った。   |
|  | 販売に係る手間、証紙の貼付など受検者に係る手間を減らす努力をすべき。   | . 2. (1) 審査手数料の収納体制の整備   | 自動車審査証紙の受注、発送、在庫管理等の業務を検査法人本部で一元的に行うことによる効率的な業務執行体制を整備したことにより、売りさばき人の手間も大幅に軽減されている。また、自動車審査証紙の販売を自動車検査登録印紙の売りさばき人に委託し、国の印紙と同一の窓口で販売することによって、受検者の利便性の低下を招かないよう措置している。一部の売りさばき人は証紙の貼付をサービスで行っている場合もあり、受検者から証紙の貼付についての不満は寄せられていない。この体制により、これまで混乱なく順調に審査手数料の収納がなされている。 |
| 1. 調査結果を踏まえた検査コース数の削減稼働率100%未満の検査場については、検査コースの更新時期にあわせ、現行中期目標期間が終了する22年度までに、検査コース数の削減を図り、もって、運営費交付金等の縮減につなげるべきである。 |  |  | 20年度は1コースを削減。今後、業務量の推移を見つつ、ユーザー利便性の低下を招かない範囲において、23年3月までに段階的に検査コース数を削減する予定。  |
| 独立行政法人改革等の趣旨も踏まえ、指定整備率の向上を着実に進め、更なる検査コース数の削減につなげ、これを予算に反映していくべきである。  |  |  | 指定整備率を向上させるため、国土交通省が19年度から指定整備工場の要件を一部緩和したところ。(指定整備率実績:72%(17年度)73.4%(20年度))   |
| 2. 再検査車両への対応<br>再検査回数の制限、限定車検証の交付による再検査手数料の適切な徴収により、検査コースを流れる車両数の削減を図り、検査コース数の更なる削減等につなげるべきである。                    | . 1. (1) 審査方法の改善<br>(ア)審査事務規程の充実・明確化   | 不適合車両の整備等を十分行わず再入場を繰り返す一部の受検者が、検査車両数の増加を招き効率的な業務運営を阻害していることから、受検機会と費用負担の公平性並びに確実な整備を確保するとともに、業務運営の効率化を図るため、1回の申請で検査コースに入場できる回数を3回まで(再入場2回)とする扱いを開始した。これにより、制限回数内または当日中に合格しない場合は、限定検査証の交付を受け、あらためて検査申請を行うことが必要となった。 |  |

|               |  |  |   |
|---------------|--|--|---|
| <p>予算執行調査</p> | <p>3. ユーザー利便性の向上<br/>         月末(特に年度末)に集中している事務量の平準化等により車検コースの検査可能台数を引き上げるとともに、待ち時間の解消によりユーザーの利便性の向上を図るため、検査の質を確保しつつ、以下のような措置を講ずるべきである。</p> | <p>・インターネットによる予約制度の改善(空予約の防止)<br/>         ・業界団体を通じての平準化への協力依頼<br/>         ・検査機器の高度化・電子化対応による業務の効率化 等</p> | <p>空予約を防止するため、国土交通省においてインターネット予約システムの改修を行った。(19年度に措置済み)</p> <p>業界関係団体との連絡会等の機会において、検査業務の平準化についての協力要請を行った。</p> <p>1.(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化<br/>         新規検査等において効率よく車両の状態を画像等として取得するとともに、自動車の長さ、幅、高さ等の諸元について高い精度で測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「3次元測定・画像取得装置」を導入し、運用を開始した。<br/>         また、検査結果等の電子化については、検査結果等を電子的に記録・保存する機能を有した「自動車審査高度化施設」を関東検査部及び中部検査部管内の検査場を中心に導入した。</p> |
|---------------|--|--|---|